

法人に係る利子税（地方税）廃止の取扱について

税制改正により、平成 28 年 1 月 1 日から法人に係る利子割（預金利息等から特別徴収する地方税 5%）が廃止されます。

法人のお客様につきましては、平成 28 年 1 月 1 日以降にお支払いする預金利息から、地方税の特別徴収を行いませんので、確定申告の際はご注意ください。

なお、個人のお客様（個人事業主含む）、法人税を申告していない団体名義のお客様につきましては、従来通りとなります。

○源泉徴収について

普通預金・通知預金・納税準備預金は「平成 28 年 1 月 1 日以降にお支払する預金利息」より、定期積金・定期預金は「平成 28 年 1 月 1 日以降の満期時および中途解約時にお支払する預金利息」より地方税を特別徴収いたしません。

対 象	平成 27 年 12 月 31 日 お支払い分まで	平成 28 年 1 月 1 日以降 お支払い分
税 率	20.315% (国税 15.315%※ 地方税 5%)	15.315% (国税 15.315%※のみ)
※上記国税には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。		

○ご注意

- ・ この内容は、平成 27 年 12 月 1 日現在の情報をもとに作成しております。
- ・ 今後の税制改正等により、内容が変更される場合があります。
- ・ 最新情報や詳細につきましては、財務省ホームページや国税庁のホームページ等でご確認くださいようお願いいたします。
- ・ 個別具体的なケースに係る税務上の取扱いにつきましては、税理士または最寄りの税務署にご確認いただきますようお願いいたします。